中日私学教育政策についての比較研究その一 ――立法精神及び監督制度からの検討

靳 君

A contrastive study on private educational policy between China and Japan
——around Legislation and supervision system

Jun JIN

要旨:中国の私立教育事業はここ十数年急速に発展してきたが、差別待遇や政策面の不健全さにより、さまざまな問題が起こされている。本論は、中日両国の私学教育政策を、立法精神及び法人制度における監督制度を比較することにより、日本がいかに私学を重視し、その自主性を尊重しているか、または日本私学における監督システムの優越性を明らかにし、中国の私学教育政策の透明化、改善、また新たな政策企画を期待している。

キーワード:私学 政策 自主性 学校法人 監督

初めに

日本の私立大学は、国公立大学よりも、大学教育普及の責任を担ってきた。それに対して、中国の現代私立大学教育は20世紀80年代から発足し、20年も発展してきたが、まだまだ理念や政策などの面では未熟なところが多い。「国立」大学と比べると、「私立」大学は政策面でも、助成面でも差別されている。もともと中国の伝統意識では、私立教育機関は、金持ち向けの私有的なものであり、中国社会主義の原則に背けるみたいな存在である。ゆえに、「私立」という言い方が避けられ、「民弁」(民間勢力が設立する)という言葉が多く使われてきたのである。が、教育事業の普及及び発達は、全社会の尽力によるもの、また教育機関もそもそも営利を第一目的とする会社とは違い、「国立」にしろ「私立」にしろ皆公的性質を持っている。今後中国の私立教育の発展は、まず政策面で「国立」に負けないぐらいの支持や助成が期待されている。さらに、現段階中国私立教育の問題に直面すれば、差別待遇、資金不足、法人資格審査基準不明、所轄庁の干渉過度または監督不足などの問題が挙げられる。このような問題は私立教育事業発展の大きな妨げとなっている。

一方、日本の場合は、すでに明治5年の「学制」第14章に「官立私立ノ学校及私塾・家塾ヲ論セス、其学校限リ定ムル所ノ規則及生徒ノ増減進退等ヲ書記・・・」というふうに、「私立」が「官立」と等しく扱われてきた。現在、私学は日本大学教育では国公立大学より圧倒的な優勢を占めている。私学史から見れば、その発達は多分に政府の政策面の支持と資金面の助成によって遂げてきたものだとわかる。また、私立学校の健全な発展を確保するため、所轄庁・学校内部及び第三

者による監督システムが整えられている。

本論は中日両国の私学における立法面および監督面の政策を比較し、中国の私立教育に実在している問題の解決に役に立てる建言ができれば幸いだと思っている。

I 立法――私立教育基本理念の比較

1 憲法面

歴史上から言えば、一般に私学教育は近代市民国家における「教育の自由」に由来する。教育の自由とは「学問学習の自由、教育を受ける自由と、これに対応する、国民の教育の自由として、国家権力の支配介入を受けないことが保障され」(1)また「国及び公共団体が、教育を法的にも事実上にも独占せず、教育権が私人に憲法上の自由権として保障されていること」(2)を意味する。近代憲法における国民の基本的人権としての自由・平等、そして民主主義の原理は、私学教育並びに私立学校の存在する根拠を示している。

こういう教育の自由原理に基づき、国民の教育を受ける権利が公教育の制度によって保障されている。「公教育とは、子女国民の教育を受ける権利を保障するために、国家が積極的な教育条件整備の義務を負うようになっている教育制度を指す」⁽³⁾ものである。憲法面では、中華人民共和国憲法第四十六条、また日本国憲法第二十六条の「すべての国民は、法律の定めるところにより、ひとしく教育を受ける権利を有する」(日本国憲法)というふうに、それぞれ国民が等しく教育を受ける権利を保障し、また教育を義務づけている。

なお、学校における学問研究の自由、教育の自由は、中華人民共和国憲法第四十六条、及び第三十五条、第四十七条;日本国憲法第十九条及び第二十一条に基づく精神活動の自由によって根拠付けられている。そして、中華人民共和国憲法第四十七条、日本国憲法第二十三条が、特に学問の自由を規定し、公権力による侵害を禁止しているのは、学問の研究というものは、つねに従来の考え方を批判して、あたらしいものを生み出そうとの努力であるから、それにたいしては特に高い程度の自由が保障される必要があるという趣旨によるものである。つまり、広く学問研究者に学問的研究活動を行い、学問的成果を発表する自由を保障し、さらに高等教育機関において研究成果を教授する自由を保障している。本来、大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究する」(4)ことを目的としていることに基づいて、大学において教授その他の研究者はその研究結果を大学の講義または演習において教授する自由を保障される。

前述のように、中日両国は立法面で教育の機会均等と自由を憲法によって保障している。が、憲法における教育関係の内容の言葉遣いに注目すると、その所有制度による差異が目立ってくる。日本国憲法では国公立・私立の区別問題はまったく触れず、国民の教育を受ける自由や学問の自由などを一すら強調している。つまり国公立も私立も教育事業の推進力と見なされている。それに対して、中華人民共和国憲法第六条に「中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は生産手段の社会主義公有制度、即ち国民全体所有制度、または集団所有制度である」、それに基づいて、第十九条に、私立教育について「国は、社会主義教育事業を発展させ、……集団的経済組織・国有企業・事業組織及び他の社会勢力が、法律の定めるところにより、各種類の教育事業に携わることを励ますこと」というふうに定められ、国立と私立が明らかに区別されている。つまり、国立は中国教育事業の柱、私学は補助的な地位にあることも伺えると思う。

A contrastive study on private educational policy between China and Japan —around Legislation and supervision system

2、教育法面

中目所有制度の差異により、私立学校の地位、自主性などの面の差異も出てくる。

私学の性質について、日本国憲法第二十六条、及び教育基本法第三条第一項は、日本における公教育制度の法的基盤を構成しており、その基盤の上に国立及び公立の学校が設置され、また私立学校も国公立の学校と同様に、国民全体に対して教育上の責任を分担するという公的な性質をもった教育機関として位置づけられている。すなわち教育基本法第六条第一項に規定する、法律に定める学校は公の性質を持つものであるとの趣旨は、「学校教育事業そのものが公の性質を持つものであり、設置主体が国または地方公共団体である場合はもちろん、法律に定める法人である学校法人の設置する私立学校もまた公の性質を持つものと考えられる」(5)のであって、ここに私立学校の公共性の原理が確立されているのである。一方、中国の国立教育は国の運営によるものなので、無論公的な性質をもつものであるが、私立教育に関しては、「憲法」または「教育法」ではその性質について触れていなかった。私立教育についての専門法である、2002年12月に公布された「中華人民共和国民弁教育促進法」にいたって、初めてその第三条に「私立教育事業は公益事業であり、社会主義教育事業の一部分である」と明確に私立教育事業の公的性質を認めている。

また、私学の自主性について、日本の場合、私立学校は、私人の寄付財産などにより設立されるものであることに伴い、その運営も自立的に行われる。私立学校法は、私立学校の自主性を尊重するため、国・公立の学校に比べて、所轄庁の権限を制限するとともに、権限の行使に際しても、私立学校関係者及び学識経験者によって構成される私立学校審議会(私立大学審議会)の意見を聴かなければならないとされている。このように、憲法上の自由を基盤として、国公立学校と平等視されてきた、大学を始めとする私立学校は、独自な教育理念をかげ、それを実現しようとする創立者の意思と情熱によって開設されるものであって、歴史的に培われた学風、校風が後継者たちによって相承されてゆくところにその特質が存する。また「教育を受ける自由を享有する市民の側からみても、多様な私立大学の存在は欠くことができない。一つ一つの私学が独自の存在意義をもち、私立大学全体が多様な大学群を構成することによって、教育制度の質的充実は今後ますます必要とされる政策的課題となって」「60きているのである。私学は「宗教教育をはじめとする独自な学風と建学の精神に基づいた自由な教育によって、さまざまな国民の教育要求に応えるところに私立学校の積極的な存在理由が認められ」(70、ここに私立学校の自主性の原理が確認されているのである。

このように、私学は自主性に基づいていて、多様な教育研究活動を行なっているのであるが、それとともに私立学校は公の性質をもつ正規の課程の学校である。そして、国立、公立の学校とともに、国民の教育を受ける権利を具体化するための学校とともに、国民の教育を受ける権利を具体化するための教育関係諸法規によって、最小限度の規制を受ける立場に置かれている。しかし、自主性にこそ私学の特性が発揮され、存在意義が確認されるものであるから、「その規制は公共の福祉に反するものであってはならず、また公の性質を有するものとの理由で、国立、公立と私立との学校の間にある性格の相違を同一化せしめることは許されないし、私立学校の設立趣旨や校風、そしてそこから発する教育の個性が無視されてはならない」(8)のである。

それに対して、中国の私立教育は、国公立学校と区別され、補助的な地位に置かれているため、 日本私学のように十分に個性を発揮するのは非常に難しい。それはいくつかの特徴に反映され ている。

まず、営利問題について、日本私立学校法第二十六条では、日本の学校法人の財政的基礎を強化する一助として、学校教育に支障のない限り収益事業を行なうことを認めたが、中華人民共和国教育法第二十五条に「組織または個人は営利を目的として教育機関を開設してはならない」と定めてある。さらに「民弁教育促進法」では「私立教育は公益事業に属する」と定義し、「投資」「営利」などの概念を避け、ただ、第五十一条に「投資者は経営収入超過額(学校の発展基金、国の法律による各種類の費用を除く)から合理的なリターンを得ることができる」と規定している。「合理」という利益の基準は何であろう、また「合理」であるかどうかということを判断する人の主観的な要素も、地方によって、或いは部門によって違ってくる恐れがある。「営利を目的としない」ということは、つまり、教育は国民全体の公益事業であり、教育を行なうことによる収入また営利は、求めてはいけない、という意味になる。しかし、マルクス経済学では資本はもともと「自己増殖する価値の運動体」と定義されており、営利目的が許されなかったら、教育事業への投資は全て寄付になると理解できるであろう。これは中国の現段階では非常に非現実的だと思う。特に、WTO加入後、外国から中国教育事業への投資をいかせるためにも、中国は国際化的な姿勢をとらなければならないと思っている。

次に、私学の独自学風について、宗教教育を例に取り上げたいと思う。日本の私学宗教教育は特に私学教育の自由と個性を語っているのであろう。そもそも戦後の日本でも、教育の現場に宗教が入ることに嫌悪感を抱く人が少なくなかった。それは第二次世界大戦直前から、戦中にかけて、国家主義教育が行なわれ、その中で国家神道を中心とする宗教色の強い教育が行なわれたからである。2006年11月15日衆議院教育基本法特別委員会、16日衆議院本会議において、教育基本法「改正」法案を与党単独で採決した。この教育基本法改正の際に第九条(宗教教育)の部分に「宗教に対しての寛容と社会生活における地位の尊重を規定し、国と地方公共団体が設置する学校において特定の宗教が利益を得る教育を認めないと規定している(国立・公立の教育機関で宗教教育が禁止されているのではない)。」さらに2006年12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、第15条に「1項で、宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならないと規定し、2項で国公立学校で特定の宗教のための宗教教育を行ってはならないと、政教分離を規定する。」というふうに「宗教に関する一般的な教養」という言葉が追加されることとなった。まとめてみると、宗教教育は、国公立学校での特定宗教のための宗教教育が認められないが、私学のほうでは許されている。また現状では宗教団体を母体とする私立学校が正式の宗教教育を行なっている。

宗教教育の内容というと、日本では、五つに分けられている。いわゆる(1)「宗教知識教育(宗教を知識として、文化として教える)」(2)「宗派教育(特定の宗派の教えにそって教える宗教系私立学校で行なわれている)」(3)「宗教的情操教育(宗教の共通の宗教心を教える)」(4)「対宗教安全教育(オウム真理教などを踏まえてカルトや迷信に惑わされない判断力を育てる教育)」(5)「宗教的寛容教育(信仰の有無宗派の相違などで差別や偏見があってはならないように教える)」という。中の「宗派教育」だけは特定の宗教・宗派のためのものであり、ほかは皆異文化理解、国際コミュニケーション、平和に役に立つものだと思われる。

一方、中国では、宗教教育に関して、教育法第八条に「教育は宗教と分離しなければならない」、 民弁教育促進法第四条に「私立教育は教育宗教分離原則を貫くべき」と厳格に規定されている。

A contrastive study on private educational policy between China and Japan ——around Legislation and supervision system

宗教は信仰自由が認められているが、教育の場には入ってはいけないという趣旨。それは、政治的な目的をもつ宗教団体が、国家安全・国民の生命財産安全を脅かすのを防ぐためである。しかしながら、現代ではグローバル化が進み、外国との関係が重要視されるようになった。国によっては宗教が国の文化、法律に大きく関わっている国も少なくないが、そうしたことから、幅広い視野を持つ必要があり、上述日本宗教教育内容の(1)(4)(5)のような、異文化の理解をするための「宗教」知識を深めることが教育の中で必要なのではないかと思われるようになっている。

Ⅱ 法人制度---監督システムの比較

一般に、法人は法律によって認められた法的存在であり、その性格は形式的には法律の規定をもって初めて認められる。健全な法人制度は、私立教育事業の発展に法律上の保障を提供するとともに、私立学校の管理・指導及び監督にも重大な意義をもっている。

日本の場合、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の教育精神に基づいた私立学校法は、私立学校の経営主体の健全性、公共性、自主性を確立するために、特別法人としての学校法人を制度化した。それまでの財団法人制度によっていた場合には、大学そのものが財団法人であることを原則とし、特例として学校の設置を目的とする財団法人が学校を設置するという制度であった。

私立学校法第三条には、「この法律において学校法人とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」と規定されている。また同法第二条第三条には「この法律において私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう」と規定され(学校教育法第二条第二項も同一内容)、学校教育法第二条第一項にも、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」と規定されている。即ち現行法上、正規の課程の私立学校を設置することができるのは、学校法人のみに限られているのである。

これに対して、中国の私立教育事業に携わる法人の性格所属は、その他の法人と相違する特殊性がない。中国の法人分類により、「国家機関法人(国家に与えられた権利を有し、国家予算を使用し、権利行使の必要に応じて権利能力を付与された国家機関)」「事業法人(社会の公共利益を目的とし、国家管理及び物質生産以外の社会活動に従事する法人。例えば、文化・教育・研究・メディアなど)」「企業法人」「社団法人」という四種類が挙げられるが、また営利を目的とする法人を「企業法人」、そうでない法人を「非企業法人」と分けている。私立学校法人は営利を目的としない「非企業法人」に属している。前述もしたが、これは「中華人民共和国教育法」また「民弁教育促進法」でも明らかにされている。

日本の学校法人は、私立教育の発展に相応しい優越性を有している。これから、その優越性を、 中国の私立学校法人制度と比べながら、検討していく。

一、学校法人としての資格。

日本学校法人資格の認可ついて、私立学校法第三十一条第一項の規定によれば、所轄庁は学校法人を認可するにあたって、(1)学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか(その要件とは「その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有すること」)、(2)寄付行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか、の二つの条件を中心に審査することになっている。このことに

ついては、学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準⁽⁹⁾により、また施設及び設備については、申請者の財産状況などから見て長期にわたり使用する上で支障がないように、さらに経営に必要な十分の財産が保障できるように、役員については学校法人に相応しい管理体制が整えられるようにと審査する。

一方、中国の「民弁教育促進法」によれば、私立学校を設立する法人として、日本と同じように、学校の設立と運営に必要な施設または資金が要求されている。が、寄付行為については厳格な審査基準は定められていない。日本の「学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準」では、非常に詳しく定めており、例えば、校地について、「国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずるものの所有する土地の貸与について、申請時までに議会の議決等がなされており、原則として申請者名義の借地権の設定登記又は開設年度以降二十年以上にわたり使用できる保証のある借用である」と、土地の具体的な使用可能年数まで定めている。また、「大学等の校舎及び設備を年次計画で整備するときは、次の表に掲げる割合を下回らない範囲で、かつ、教育研究に支障のないよう行うとともに、当該計画は、財源の調達時期、支払計画等からみて適切でなければならないこと。」

	全体に対する割合		
	大 学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	四〇%	六〇%	二〇%
第一年次中	三〇%	四〇%	二〇%
第二年次中	三〇%		二〇%
第三年次中			<u></u> 0%
第四年次中			二〇%

注:平成十五年文部科学省告示第四十一号 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する 審査基準 より

というふうに、校舎整備の詳しい進み具合まで明らかに定めている。

それに対して、中国「民弁教育促進法施行細則」では、寄付行為について、寄付財産の使用と管理は「中華人民共和国公益事業捐贈法」によると規定されているが、「公益事業捐贈法」は学校法人向けではなく、全ての公益事業寄付行為関係の法規なので、全体的な公益事業への寄付行為基準を規定している。例えば、寄付人の願望以外の目的に使用できないとか、寄付における違法行為などの内容であるが、日本の寄付行為審査基準ほど私立学校の寄付行為について詳細に定めることができない。私立教育事業は公益事業なので、寄付行為は私立学校の生存と発展に重大意義をもっている。詳細な基準により、申請者法人資格の審査が一層効率的になるうえ、寄付財産の所属問題及び使用管理問題の明確化も期待できる。

二、私立学校に対する監督制度

私立学校認可·指導監督事業は適正な私立学校(学校法人)運営を確保し、私学教育の振興を 図っている。ここでは、中国の私立教育の実例を挙げながら、私立学校に対する外部的また内部 的な監督の重要性を説いていく。

南洋教育発展グループは、かつて一度中国私立教育のトップブランドとして知られ、中国最大の私立教育グループでもあった。1993年から、中国各地に投資し、南洋国際学校を10箇所

立法精神及び監督制度からの検討

A contrastive study on private educational policy between China and Japan -around Legislation and supervision system

設立した。洛陽南洋国際学校を例にすると、それは幼稚園、小学校、中学校、高等学校という15 年制一貫教育を行う貴族寄宿学校であった。1995年12月から設立の準備を始め、総投資額は 8000万元にも達した洛陽一として周知されていた。一流の施設設備(学生寮、教師寮、国際基 準のスタジアム、体育館、部活室、学生放送室、カウンセリングオフィス)、一流の教師(高給待 遇によって募集してきた外国人教師を含む優秀教職員陣)を備えたこの一流私立学校は、在校 学生数2万以上(2002年)、学費が年間2万(人民)元(2008年河南省年間平均給料は一人当たり 24816元)という、十数年前、サラリーマンにはとても負担できない豪華学校であった。高額学 費のみならず、学生の入学当初に、教育基金が要求され、数万から十数万元の基金を入学時に 一括的に投入すれば、15年間の学費、生活費などが、全部、或いは一部免除され、また、この基金 が卒業時に全額返還という。例えば、11万元出せば、学費生活費全額免除;9万元の場合、毎年 8000元のみ求められる。が、このトップブランドの私立学校は十年後の2006年1月10日にとう とう倒産に至った。教育基金の募集、またその管理と使用は根本的な原因となる。倒産時に、未 返還教育基金4219万元、教師給料70万元、銀行ローン100万元、未支払商品代金100万元という 巨大金額の債務となった。実際、南洋グループは集めてきた教育基金で学校を設立し、また新し く募集してきた基金で前の基金返還をしたが、2002年以降新入学生数が急激に減少し、その時 まで順調に循環してきた資金チェーンが絶ち、最後余儀なく倒産を宣告した。

この実例は、私立学校設立申請における資格・財産審査、また政府が私立学校運営に対する指 導・監督、さらに外部の諮問・監督が、いかに大切かということを語っている。そもそも学生から 募集した資金によって学校を設立し、運営することは、違法行為であり、そういうことは、設立 申請段階で、日本のような厳密な財産所属、施設・設備などの基準が、厳格に実施されていたら、 さらに、経営過程における学校内外部の監督システムが整っていたら、悲劇的な結果にならな いのであろう。

さて、私立学校に対する監督システムにおいて、中国は日本といったいどう違うか。

- (1)国・地方の指導監督
 - 日本の学校教育法及び私立学校法では、所轄庁の権限として、
 - ①私立学校、学校法人の設置、廃止などの認可(学校教育法第四条、百三十条、百三十四条第二
 - ②学校が、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定に基づく所轄庁の命令に違反した とき、又は六カ月以上授業を行わなかったときの閉鎖命令(学校教育法第十三条)
 - ③法人の解散命令(私立学校法第六十二条)
- ④教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めること(私立学校法第六条) 等が規定されている。これは、適切な学校運営、私学教育を確保するために必要な事業であり、 また組織改正に伴い、公立学校教育との連携もしやすく、より効率的に実施している。こういう 監督行為は、全て関係法令の規定に基づき、公平に行われている。
 - 一方、中国の場合、民弁教育促進法の第六章に教育行政部門及び関係部門の機能として、
 - ①私立学校、学校法人の設置、廃止などの認可
 - ②私立学校の教育事業、又は教師養成に対して指導を行うこと。
 - ③法律により監督機能を果たし、私立学校の教育及び運営について査定し、またその結果を 公表すること

- ④入学案内、広告を審査すること
- ⑤教育を受けるほうの権益が、学校に侵害された場合、関係部門がその苦情を処理すること 等が定められている。
- (2)所轄庁また学校以外の第三者による監督

これは中日私立教育監督システムにおける一番大きな相違点となり、中国私立学校法人制度 の一番欠けているところでもある。日本は教育行政権を執行している私立学校の所轄庁から、 その権益を守り、また監督の役割も果たしている、政府以外の監督組織が設置されている。それ は私立学校審議会(私立大学審議会)である。

まず、教育行政といえば、それは国または公共団体が、立法機関によって規定された教育政策、即ち教育に関する法令を実現化する作用または行為のことをいう。つまり政府が教育事業に対する支配、管理及び監督すること。日本教育基本法第十六条に「教育は、不当な支配に服することなく、……国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行なわれなければならない。」、また第八条では「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。」というように、法律面で私立学校の自主性を保障し、所轄庁の権限の縮小及びこの権限の行使に対する私立学校代表者の関与という方法において遂行している。

私立学校法第八条第二項によれば、私立学校設置、設備・授業・その他の事項について法令違反と認めること、また学校の閉鎖などの重大事項について、文部科学大臣また県知事は、私立大学審議会また私立学校審議会などで政令で定めたものに諮問しなければならない、とされている。学校法人に関しては、主に、収益事業の種類の定め、寄付行為の認可、寄付行為の補充、解散自由の認可又は認定、収益事業の停止命令、学校法人の解散認可、組織変更の認可、収容定員超過の是正命令、予算の変更勧告、役員の会計勧告などの事項について、所轄庁は、審議会の意見を聴かなければならないとされている。私立学校審議会は、学校教育法第九十五条の規定により設置され、私立学校の重大事項についての審議並びに私立学校に関する重要事項についての文部科学大臣、県知事に対する建議に関する事務を行なっているものであり、私立学校の法律上の権利と利益、またその自主性を保障し、所轄庁の一方的見解に偏らないようにすると同時に、私立大学を監督することによって、私立大学の健全な発達を図ることを目的とする。ここでは、日本私立学校管理の民主性とその自主性尊重が明らかに現れている。

一方、2002年12月28日に公布された中国民弁教育促進法第五条で「私立学校は国立学校と法律上では平等である。国家は私立学校設立の自主権を保障する」と、初めて法律上で私立学校の地位を認めた。教育行政項目として、第七条第八条では、国務院の教育行政部門が全国の私立学校に対して全体的な計画または総括的な管理を行なううえ、地方の教育部門がその地域の私立教育事業管理役を果たす、という中央から地方への管理システムを明らかにしているが、日本の審議会みたいな第三者諮問または監督機関が設けられていない。それは、中国の私立教育事業はまだまだ未熟のためであるが、今後の発展においては、私立学校の国立学校との平等権益・また自主性を保障する具体策が期待されている。

(3)私立学校内部の監督システム

日本私立学校法により、学校法人に、評議員会を必置機関として設け、予算、借入金、重要な資

立法精神及び監督制度からの検討

A contrastive study on private educational policy between China and Japan -around Legislation and supervision system

産の処分、寄付行為の変更、事業計画など、学校法人の業務運営の重要事項については、理事に おいて評議員の意見を聴かなければ成らないとし(私立学校法第四十二条)、また評議員には、 教員、学校法人の職員、卒業生などを加えて、法人の運営に広く学校関係者の意見を反映させる 方法が取られた。

さらに、役員の定数を、理事五人以上、監事二人以上と定め、管理機関としての理事の選任基 準を明らかにし、校長を必ず理事に加えて法人の運営に関しては教育者の意見が反映するよう にし、役員については、校長及び教員と同様の学校教育法に定める一定の欠格事由を設けたほ か、役員のうち三親等以内の親族が二人以上になってはならないとして、特定の同族による経 営を禁じている。

このように、学校法人は、特にその内部的運営について、さまざまな基準或いは制限が設けら れ、教育事業を行うのに相応しい公共的運営の方法を規定した。また、学校法人の自主性との調 和を図りながら、教育事業の経営ということから必要とされる監督的事項を設けて、制限が加 えられることによって公共性を高めたのである。

こういうふうに学校法人は、自主性の尊重と、公共性の髙揚と、経営主体の健全性とを旨とし て、学校設置者としての法人制度に相応しいものとして考えられているのである。

一方、中国私立学校内部監督組織として、民弁教育促進法第20条では、「理事会或いは取締役 会は設立者またはその代表者、校長(学長)、教職員代表などによって構成され、三分の一以上の 理事或役員は五年以上の教育経験を有すること」と定めてある。

終わりに

今中国私学事業に実在している問題を解決するには、まず、政策面の差別待遇を取り除かな ければならない。それから、全社会の力で教育事業を発展させるのは、13億の人口を有する中 国には、より適切な道だと思われる。日本の「学校法人」制度は、今まで日本の私学教育事業をす ばやく発展させてきたので、現段階の中国私学教育にもふさわしい部分があるはず。それらの 部分を取り出して活用するため、中国私立教育事業の問題解決に役に立つに違いない。今後の 研究方向として、さらに日本「学校法人」制度における財産帰属また税務優遇待遇などの問題に ついての研究を深めていきたいと思う。

注:

- 1. 兼子仁 教育権の理論 p218
- 2. 兼子仁 教育法<法律学全集> p 21
- 3. 兼子仁 教育権の理論 p 189
- 4. 日本学校教育法第五十二条
- 5. 青木宗也 別冊基本法コンメンタール教育法 有倉遼吉編 p 68
- 6. 高等教育のあり方と私学助成 p34 日本私立大学連盟
- 7. 大沢勝 別冊法学セミナー 基本法コンメンタール教育法 有倉遼吉編 p221
- 8. 有倉遼吉 教育基本法 <教育関係法規 II >法律学体系・コンメンタール篇 p 92

9. 平成十五年 文部科学省告示第四十一号

参考文献

- 1.『私立学校法詳説』 福田繁·安嶋彌 玉川大学出版部 1950
- 2. 『教育権の理論』 兼子仁 勁草書房 1976年
- 3.『教育法<法律学全集>』 兼子仁 有斐閣 1963年08月
- 4. 『高等教育のあり方と私学助成』 日本私立大学連盟
- 5.『教育基本法 <教育関係法規Ⅱ>法律学体系・コンメンタール篇』 有倉遼吉
- 6.『私立大学のマネジメント』 日本私立大学連盟 第一法規出版株式会社 平成6年5月
- 7.『私立学校の歩み(中 その1)――近代教育の発足と「私学」の位置』 日本史学教育研究所 平成6年3月
- 8. 『私立学校の歩み(中 その2)——形成期における私立小学校』 日本史学教育研究所 平成6年3月
- 9. 『私立学校法講座』 小野元之 学校法人経理研究会 昭和60年8月
- 10. 『現代中国高等教育の成立』 大塚豊 玉川大学出版部 1996年1月
- 11. 『中日米三国高等教育比較研究』 強連慶 ?旦大学出版社 1995年10月